

# 登録電気工事業者登録証の再交付について

## 1 請求に必要な書類

書 類 等	備 考
登録証再交付申請書 (様式第13)	
手数料	2,200円 ※広島県手数料条例に基づき納入された手数料は原則返還できません。

## 2 申請方法等

上記の必要書類をそろえて、下記へ提出してください。

請求先	〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム 計量検定グループ		
電話	082-513-3335 (ダイヤルイン)	FAX	082-223-6314

手続きについての問い合わせも上記で受け付けます。

受付時間：8時30分～12時 13時～17時15分(土・日・祝日を除く)

## 3 注意事項

- (1) 広島県で登録された方が対象です。
- (2) 登録証は、登録証再交付申請を受け付けてから概ね3週間以内に送付します。
- (3) 失った登録証を発見したときには、遅滞なく返還してください。(ただし、手数料の返納はできません。)

様式第13【第9条】

手数料名	No.578 登録電気工事業者の登録証再交付手数料			
所属コード	消込区分	繰入科目	手数料額	申請書提出先
23226	700	6422	2,200円	
				1 申請窓口へ提出 2 収納窓口で受取
2   0 2 3 6 4 2   1 2 0 4 0 4 7				

# 登録証再交付申請書

× 整理番号	
× 受理年月日	
× 再交付年月日	

年 月 日

広島県知事様

(〒 - )

住 所  
ふりがな  
氏名または名称

法人にあっては  
代表者の氏名

電 話

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 登録年月日および登録番号

年 月 日 広島県知事登録第 号

2 再交付の理由

(備考) 1 ×印の項は、記載しないこと。